伊藤公雄・春木育美・金香男編『現代韓国の家族政策』

行路社，2010年

韓国の家族政策はかつて母子世帯などの「欠損家族」に対する残余的な支援の意味合いがあった。それが2000年代以降、少子化と高齢化の進行、人口増加抑制政策から出産奨励政策への転換、家族スタイルの多様化により全ての個人に対する肯定的な響きを持つ政策へと変化していく。これらの転換点を様々な視座から捉えたのが本書である。

2013年2月に朴槿恵政権が誕生し、それ以降は李明博政権（2008～13年）の政策評価が問われる時期にあるが、2010年に出版されたこの書籍では、盧武鉉政権（2003～08年）とそれ以前の家族政策に関する議論が中心となっている。今もってそれが目新しいのは、テーマ選択の卓越さとともに、2000年代の韓国家族をめぐる劇的な社会変化が各章に凝縮されているためである。

編者代表の伊藤公雄はジェンダー論、男性学の第一人者であり、研究の守備範囲は広い。それが本書の独特なテーマ選定につながり魅力となっている。本書は下のとおり10章構成で「家族」、「ジェンダー」をキーワードに対象は多岐にわたっているため、ここでは各章の議論をかいつまんで紹介したい。

第1章　盧武鉉政権の家族政策―三つの法案を中心に（金美淑）
第2章　家族法改正と戸主制廃止運動（春木育美）
第3章　現代韓国の家事と主婦―2002年・2003年プサン市・テグ市　インタビュー調査を中心にして（山根真理）
第4章　韓国の人口政策と家族―少子化が進むなかでの男児選好（金香男）
第5章　韓国の少子化対策とその政策的文脈（春木育美）
第6章　韓国の高齢者問題と高齢者福祉政策（金香男）
第7章　離婚とシングルマザー（ユン・ホンシク）
第8章　シングル女性の実態と非婚化（福島みのり）
第9章　父親運動と男性性（佐々木正徳）
第10章　ジェンダー学（Gender Studies）の成立と完成のための男性学の探究（鄭菜基）

金美淑の論文は2000年代初頭に施行された家族関係登録法、健康家庭基本法、多文化家族支援法の3つの法案制定の経緯と内容を複数の項目に絞った上で比較検討し問題を提示している点で秀逸であろう。2003年に憲法不合致と判断され家族法改正運動の象徴、悲願であった戸主制の廃止が決定し、2008年に家族関係登録法が公布された。しかし、戸主制憲法不合致決定とほぼ同時期に「健康家庭基本法」が制定され、核家族を理想とする家族の在り方が国家によって規定された。さらに、外国からの花嫁の増加を念頭においた「多文化家族支援法」の制定は「多文化」というよりも「同化」の対象であり、個別な家族政策に一貫性がないと指摘する。

金が法案の内容と制定、社会的意味と支援団体に焦点を置いているのに対して、春木の戸主制廃止に関する論文は運動そのものを取り上げている。戸主制廃止運動は半世紀以上の歴史があり、それを時代別、政権期（金泳三、金大中、盧武鉉）によって分類するとともに政治的指導者の役割、政府の政策や戦略の成功に注目している点に特徴がある。春木のもう一つの論稿、少子化対策については2001年の母性保護関連三法改正から2006年までの変遷と重点項目を盧武鉉政権の政治的文脈とポピュリズムの観点から考察している。ここでの政治的アクターは盧武鉉政権の政権運営の安定性確保の面と保健福祉部や女性部、財政経済部な

ど関係省庁との駆け引きに収斂されていく。実際に韓国の少子化対策は保育政策に力点が置かれていて、保健福祉部（保健福祉家族部）と女性部（女性家族部）の間で家族政策に伴う所管事務が数年の間に行ったりきたりした経緯がある。家族政策においても日本の議院内閣制とは異なる韓国の大統領制のトップダウン方式が戦略的アプローチを可能とするという指摘は、韓国の法律制定・政策決定の速さの理由を知りたい読者にとって納得のいく説明のひとつであろう。

第3章に戻ると、山根は韓国における「家事を規定する条件」=（家事労働を実践する要因）として世帯構造の変化、人口動態、女性労働の推移の特徴として人口ボーナス、親族ネットワーク資源の存在、男児選好による出生時の性比不均衡を挙げる。また、年齢別労働力率に表れるM字型就業曲線の年次変化には日本のような女性労働力全体の低下（専業主婦化）は見られず、女性自身のライフコースの中で子育てが明瞭化していると指摘する。2002～03年に釜山広域市およびその近辺で行ったヒアリング調査からは子育て期家族で専業主婦によって家事が行われている実態が明らかになる。だが、家事の中でも料理・洗濯、育児、親の世話、親族行事関連の家事を担う者が異なっていて、それは親族関係には父系原理、料理・洗濯、育児には母系原理が作用するためだという。ここでは今後、家事遂行が変わる可能性として、夫婦対等家事分担、親族の援助に加えて、家事労働者雇用が登場する。香港や台湾では外国人（主にアジアから）家事労働者の雇用が一般化されつつあるが、それを韓国がどのように受け入れていくかが国際結婚、人口転換と併せて社会の変化要因として捉えられる。

金香男によると韓国は急速な高齢化率の上昇によって高齢者対策における所得保障政策と医療、介護の問題が顕在化してきている。年金制度の拡充の遅れは他の制度・政策で補うことになり、そこでは国民基礎生活保障制度と基礎老齢年金制度の役割が甚大となる。しかし、受給には親族への厳しい所得・資産基準が設けられていて、受給できたとしても生活を保障するに十分な支給とはいえない現実がある。さらに、日本の介護保険制度にあたる老人長期療養保険制度が2008年に導入されたものの、その他の様々な諸施策と同様に整備されるも基礎的段階にあり質的にも十分なものとはいえず、その対象は低所得者層に集中しているのが実情である。

第7章ではユン・ホンシクが離婚率の上昇は現代韓国の福祉国家の見直しを迫っていると指摘する。ユン論文の特徴はシングルマザーの離婚前後の経済状況（世帯所得）を274のケースから分析している点だ。ここでは離婚女性の所得の低さ、貧困率の高さは離婚によって生じるのではなく、女性がいかに労働市場において構造的に差別されているか明らかにされる。ユンが統計調査を用いたロジスティック分析でシングルマザーへの政策検討へ導いた次の章では、福島がシングル女性と非婚化についてインタビュー質的調査から考察する。「未婚＋高学歴＋高年齢」の韓国女性は社会の中で最も負担になる存在として表現されていて、ここでは暮らし型（一人暮らし、親と同居）と収入に着目しているが、経済力とともに都心に家があるかどうかが影響していて、自らシングルを選ぶ「自発的シングル」とパートナーがいないがゆえの「非自発的シングル」、いずれのシングル女性も社会規範を乗り越えるため葛藤と克服を繰返すという。

第9章（佐々木）と第10章（鄭）の男性学からのアプローチは本書の要である。佐々木は新しい社会運動は女性運動として捉えられがちであるものの、韓国で1990年代に生まれた父親運動を目的、社会基盤、組織の点から「新しい社会運動」の一形態とみなす。ここで佐々木が注目するのは運動論、団体そのものではなく、活動に参加する男性の「男性性」である。この団体は「娘の会」という名称で娘を持つ父親が男女平等の観点から戸主制の廃止に向けて活動している。ここでの男性性は父親である事が条件となるのだが、自身が父親として成長するために参加する者と男女不平等を改善するための「社会運動推進型」の者がいる。多くの参加者が男性であることで生きにくさを感じているが、韓国の男性運動は「父親運動」であるため、世代の異なる男性が参加しにくく同性愛男性の不可視性を生み出していると佐々木は捉える。それらの疑問を次章の韓国男性学研究会会長である鄭は男性学の歴史と理論から補足する。韓国、日本のような家父長制社会では女性が苦痛

を強いられるが、だからといって男性全員が幸福なものでもないのである。男性学とは、男性の視点から男性社会を批判的にみることによって、男性としてより「人間らしい」生活を追及するための実践的で男性に対する総合的な自己考察の学問なのだ（223-224ページ）。このような学問（自己考察）の場が広がった理由は女性学の理論的業績、産業構造／社会環境の変化、そして男性自身の変化への欲求、の3つが挙げられる。韓国のみならず日本の男性も、長時間労働と過労死に悩まされ、「男性は誰のための奴隷なのか？」（225ページ）という疑問を抱くようになっている。欧米では1980年代に男性自身が男性性を考え始めるが、韓国ではそれが90年代に起こる。まず必要なのは強く、攻撃的で支配的であるべき家父長的男性性が男性に与える抑圧と虚構性を暴露し、解放することであるとその方向を指し示し、男性学、女性学双方からのアプローチの重要性を掲げる。

本書は伊藤が「急激な経済成長（それにともなうライフ・スタイルや価値観の変容）とこれまで女性（家族）に依拠してきた家事・育児・ケア労働の構造とのすれが、一種の『ひずみ』を生みだしつつある」（7ページ）と述べるように、家族政策という切り口で韓国社会の変化を展望するもので、多彩なテーマと執筆陣でそれは様々な形で浮き彫りにされる。

本書はこれだけ充実した内容であるもののまとめきれていないものがあり、ここでは全体に関係する点でいくつか指摘しておきたい。

第1には「家族政策」が定義されていないことである。「家族」と「ジェンダー」が全章の共通キーワードであるが、主題の「家族政策」が執筆陣で共通されていないのではないか。また、「ジェンダー」とは何かも共有されていない。ジェンダーとは性別に基づく社会的役割、差異を指すと理解できるが、女性を主題とすればジェンダーを扱っているとは言えない。家族に関するある課題が、性別に起因するのであれば、そこからどのような論理や条件があって社会的な枠組みが構築されているのかを捉えた上での議論が求められる。

また、本書は韓国人研究者による論稿の翻訳論文と日本人研究者による共著であることが特徴の一つである。しかし、複数が既発表論文に加筆・修正を加えたものであり、いくつかの内容でアップデートしきれていないのは残念な点である。出版が遅れた事情があったとしても内容に数年の時差が見受けられる。もう少し執筆者間で本書の目的の共有、調査の手法検討、調整がなされれば本書の魅力がもっと発揮できたのではないか。

最後になるが、評者の感想を述べたい。2000年代初頭の韓国は少子化・高齢化が進行、非婚、晩婚、離婚が増えたことで、「家族危機」、「家族解体」との言葉が韓国メディアで頻繁に登場し、社会の変化を家族の中から感じはじめていた時期である。そこに戸主制の憲法不合致決定がでた事で法律では人を縛ることができないと人々は認識することになった。しかし、同年12月には核家族を理想、家族の健全化を目的とした健康家庭基本法が制定（2005年施行）された事に注視しなければならない。家父長論理に基づく戸主制の廃止は時間の問題であったと言えるが、家族の責任を明示した新たな法律の制定、そして社会的統合を目的とした多文化家族支援法（2007年）が、自立した個人を目指した家族関係登録法と矛盾するような内容の法律が同時に制定された社会背景はさらに掘り下げることが求められる。

日本では福祉国家の形成時期に自民党が「日本型福祉社会の創造」を標榜し、「家庭基盤の充実に関する対策要綱」（1979年）を発表した。要綱と韓国の健康家庭基本法を同列には扱うことができないが、家族が社会・福祉の第一義的責任を負う、との政府側の姿勢は日韓で共通するのではないか。東アジアの福祉国家論が10年程前から展開される中で、韓国は金大中政権の「生産的福祉」の確立をもって福祉国家が始まったと解釈される。本書ではユンが唯一示すように東アジアや南欧では家族主義的福祉レジームが議論されている。家族政策は福祉国家の文脈から更なる検討が必要だ。

これらの点を踏まえ、今後、本分野における一層の議論の展開を期待したい。

（山地久美子　大阪府立大学）